

## 保有個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

**第1** 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (管理及び実施体制)

**第2** 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う業務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

### (作業場所等の特定)

**第3** 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

### (秘密の保持)

**第4** 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (保有の制限)

**第5** 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (持出しの禁止)

**第6** 乙は、この契約による業務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

**第7** 乙は、この契約による業務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

### (利用及び提供の制限)

**第8** 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た保有個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (従事者への周知)

**第9** 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### **(再委託の禁止)**

**第10** 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う業務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあつては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に保有個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、甲が乙に求める保有個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

#### **(資料等の返還等)**

**第11** 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた保有個人情報等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した保有個人情報等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### **(事故報告)**

**第12** 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### **(調査)**

**第13** 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うことができるものとする。

#### **(指示及び報告)**

**第14** 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

#### **(運搬)**

**第15** 乙は、この契約による業務を処理するため、又は当該業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

#### **(契約解除及び損害賠償)**

**第16** 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。